

## 第4回那珂川河川整備計画関係県会議

### 1. 開会

#### ○広域水管理官

それでは、時間を過ぎましたので、ただいまより第4回那珂川河川整備計画関係県会議を開催させていただきます。

本日、司会進行をさせていただきます関東地方整備局広域水管理官の早川でございます。よろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶終了後までとさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日は、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することといたしますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○広域水管理官

ありがとうございます。

それでは、別室の中継の配信作業をよろしくお願いいたします。

それでは、取材及び一般傍聴の皆様におきましては、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますように、よろしくお願いいたします。

まず、本日の配付資料を確認させていただきます。資料目録、議事次第、座席表、那珂川河川整備計画関係県会議規約、資料1、那珂川の現状、資料2、那珂川水系河川整備計画大臣管理区間(変更)(骨子)、最後に那珂川緊急治水対策プロジェクト中間とりまとめ記者発表資料、以上になります。

また、委員の皆様のお席には、過去の有識者会議資料と、那珂川水系河川整備基本方針及び那珂川水系河川整備計画を御用意しておりますので、必要に応じて活用いただければと思います。

配付漏れ等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

## 2. 挨拶

### ○広域水管理官

では、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の佐藤より御挨拶申し上げます。

### ○河川部長

本日は朝早くから、栃木県、茨城県の方々にはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

きょう是那珂川の河川整備計画の関係県会議という形で開催させていただきます。既に御存じのとおり、この10月の台風19号の水害以降、この那珂川につきましては、この河川整備計画の変更を昨年中に有識者会議を立ち上げて始めておりますけども、あわせて緊急治水対策プロジェクトというものをとりまとめという形で、二つ大きなラインを持って、車の両輪のごとく今事業を動かしている中で、きょうは整備計画の変更についての会議という形になります。

昨年末の台風19号の緊急治水対策プロジェクトの中間とりまとめにおいては、多重防御治水という形での概念を示させていただきましたけども、今回この河川整備計画の変更におきましても、同様に、やはりその多重防御治水の考え方を生かした形での整備計画の変更ということを考えておりますので、またこの中身につきまして、忌憚なき御意見と、またやはり各県の持っている支川部分とか、やっぱり流域全体で治水を考えていくということが非常に重要だと思いますので、また、県の計画との整合性、一緒にやる連携性も含めて御審議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

### ○広域水管理官

ありがとうございました。

それでは、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、御協力よろしく願いいたします。

### 3. 那珂川の現状

### 4. 那珂川水系河川整備計画（変更）（骨子）について

#### ○広域水管理官

では、次の議事でございますが、議事の3、那珂川の現状、議事の4の那珂川水系河川整備計画大臣管理区間（変更）（骨子）について、御説明をお願いいたします。

#### ○河川計画課長

はい。河川計画課長の渡邊です。よろしくお願いいたします。

それでは、那珂川の現状について説明をさせていただきます。

今回、那珂川の現状の中で説明させていただく内容としましては、今の河川整備計画の内容とあわせて、今回の整備計画の変更に当たって、考慮すべきような最近の防災減災に関する動きですとか、中間とりまとめの内容などについても、簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページめくっていただいて、時間もあまりありませんので、流域の概要などについては皆さんよく御存じかと思しますので、省略をさせていただきます。

2ページ目、過去の主な災害ですけれども、昭和61年8月洪水と平成10年8月洪水が大きな洪水で、さらに今回、令和元年10月洪水の台風19号がこの中にも追加をされて、主な災害として記載をさせていただいております。

3ページ目です。治水計画の経緯ですけれども、那珂川については昭和17年に直轄事業として改修工事に着手しておりますけれども、昭和41年には工事実施基本計画を策定し、平成18年に河川整備基本方針を策定しております。現行の河川整備計画については、平成28年1月に策定をしたところという状況です。

4ページ目です。これまでの治水対策ですけれども、先ほども少し御紹介した昭和61年8月洪水と平成10年8月洪水のときに、特に甚大被害を受けた地区に対しては、激甚災害対策特別緊急事業ですとか緊急改修事業などの予算を使って、集中的に整備を実施してきたというところなんです。その後は、主にJRの常磐線下流の無堤地区の堤防整備を進めてきておりまして、築堤については、平成24年度より大野地区、26年度より勝田地区の築堤に着手をしているところです。そのほか、最近の対策としては、JR水郡線の架けかえが平成25年度に完了しておりまして、水府橋については新橋がもう開通しておりまして、平成

29年度に旧橋の撤去が完了ということで、架けかえが完了しているというところです。

5 ページ目です。現行整備計画については、この表と図のとおり計画の対象区間を定め  
ておりまして、整備計画の対象期間は、おおむね30年間としております。

6 ページ目です。今の整備計画の目標ですけれども、洪水に対しては、基準地点を野口  
としておりまして、この野口の地点において、近年最大の洪水である平成10年8月洪水と  
同規模の洪水が発生しても災害の発生の防止または軽減を図るということを目指し、対策  
の内容を定めております。そのほかここに記載の内容としては、計画規模を上回る洪水や  
整備途上において能力を上回る洪水に対しての危機管理的な対策ですとか、地震、津波に  
対する耐震性とかについての確保なども行っていきますということを目指しています。

7 ページ目です。今の整備計画に位置づけられている事業の概要ですけれども、堤防の  
整備、赤線の部分ですとか、河道掘削、青線の実線の部分などを含めているほか、洪水調  
節容量としましては、2カ所、大場遊水地と下境遊水地、中流部等に遊水地の整備を行う  
ことが予定をされております。そのほかの、主に野口より上流のところでは、狭窄部など  
において宅地嵩上げ等による効率的な治水対策を実施ということで、中流部の浸水防止対  
策というものが定められております。そのほか浸透・侵食、地震・津波遡上対策、内水対  
策、減災・危機管理対策を定めているような計画の内容となっております。

8 ページ目が今の整備計画策定後の整備状況ですけれども、かなり新しい、平成28年に  
できた計画ですので、大きく整備状況については、橋梁の架けかえが終わっているという  
ことのほかは、今、大野地区ですとか城東地区の浸透対策などが実施中というようなどこ  
ろでございます。

9 ページ目です。堤防の整備状況についてです。こちらは平成30年度末時点の堤防の整  
備状況です。図で言いますと、黒の実線が、計画断面がもう確保されているところ、赤が  
断面が不足しているところで、緑については、山付きなどで堤防が不必要になっている区  
間となっております。那珂川本川については、合計168.3kmのうち断面不足が66.8km、洞  
沼川、桜川、藤井川の支川については合計26kmに対して12.1kmが今、断面が不足してお  
りますので、この堤防の整備を行っていくことが必要であるという状況です。

10 ページ目からが、今の整備計画に対して、これから変更を考えていく上でのポイント  
を記載しております。これは、前回の第1回の有識者会議でもお示しした資料と同じ内容  
ではあるんですけれども、今回の洪水において、那珂川の基準地点の野口において、流量  
は、現行整備計画目標洪水、平成11年8月の流量である5,900m<sup>3</sup>/sを上回って約7,400m<sup>3</sup>/s

であったということを確認しております。また、雨量については、かなり1日に集中して降っておりまして、時間20mm以上の強い雨が降り続きまして、日雨量においては現行の整備計画目標洪水を上回っておりますので、整備計画の雨量228mmに対して、今回257mmというのが、日雨量での比較となっております。

次が11ページ目です。この台風19号の概要と被災状況でありますけれども、概要については同じ話になりますけれども、被災状況としましては、今次洪水において、那珂川の本川の直轄の区間においても3カ所の決壊がありましたし、河川水位、氾濫危険水位をかなり超過しまして、決壊のほかにも越水・溢水などの被害が多く発生しているというところ です。

12ページです。昨年12月、河川整備計画点検のための有識者会議を開きまして、結論としましては、今回の台風の被害状況を踏まえて、新しい治水計画検討の必要があるということを確認しております。また、1月に那珂川の河川整備計画有識者会議の第2回を開く予定でして、このときに、那珂川水系の河川整備計画について、変更に向けた具体的な検討を行っていくという予定としております。

13ページ以降は、参考ではあるんですけれども、近年の大規模水害を踏まえた治水対策に関する動向ということで、ちょっと簡単に御紹介をさせていただきます。一つ大きな動きとしては、平成27年9月の関東・東北豪雨、鬼怒川で被害があった豪雨ですけれども、この際に「水防災社会 再構築ビジョン」というものを打ち出しておりまして、各地域において河川管理者と都道府県、市町村等から成る協議会を新たに設置をして、減災のための目標を共有して、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しようということ をうたっております。

14ページが、それを受けての減災対策協議会の設立と開催状況です。久慈川と那珂川の流域においても減災対策協議会を平成28年6月に設立しておりまして、それから、取り組み方針ですとか取り組み状況の内容について共有などをして議論させていただいているところ です。

15ページです。昨年は西日本豪雨などがありましたけれども、そういった豪雨の被害状況も踏まえまして、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」という答申が平成30年12月にとりまとめられまして、水防災社会の再構築を加速化しようということが言われております。また、昨年の10月には、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」というものが提言されておりまして、いろいろな治水対策を組み合わせましょ うと

ということがうたわれております。右下に提言の抜粋、ポイントだけ抜粋しましたけれども、治水対策に加えまして、流域での対策ですとか土地利用、あとは危機管理、ソフトを、一体となって組み合わせて対応していきましようというようなことが言われております。

16ページ、これも去年の末、12月ですけれども、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」というものがとりまとめられておりまして、水害の激甚化等を勘案して、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係機関との連携の下、速やかに必要な措置を講じることが求められておりますので、この点についても、整備計画の変更ですとか、その後の議論として対応していく必要があるかなということと考えております。

17ページです。17ページは、先ほど減災対策協議会の設立についてちょっと説明させていただきましたが、台風19号を受けまして、減災対策協議会の派生の部会というものをつくっております。減災対策部会を設置しまして、治水対策の方向性を検討して議論を進めております。方針としては、地域が連携を図りながら具体化に向けた検討と実践を行って、多重防御治水によって社会経済被害の最小化を目指ましようということを目標として共有しております。

18ページ目が、その12月に発表しました中間とりまとめの内容となっております。こちらの両県さんとも一緒に作成をさせていただいている内容ですので説明は不要かと思いますけれども、多重防御治水の考え方としましては、直轄ダムや遊水地がなかったり、主に河道で洪水を処理しているようなところが、今回、被害でも大きかったところを踏まえまして、河道の流下能力の向上とあわせて、遊水機能の確保・向上ですとか、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせて対策していく必要があるのではないかと考えております。

遊水機能の確保・向上のところでは、遊水地のほかに、霞堤の整備ですとか霞堤の保全・有効活用を進めていくことですとか、あとは土地利用・住まい方の工夫で、浸水が想定される区域の土地利用制限や家屋移転などについても、しっかり議論を進めていきましようということを皆さんと共有しているかと思えます。ほかに、減災に向けた更なる取り組みの推進ということで、ソフト対策で、防災情報の共有化の取り組みですとか、関係機関が連携して水害に対する事前準備のための取り組みを進めていきましようということを決めておりますので、このような動きも踏まえた形で、河川整備計画変更の内容を決めていきたいなというふうに思っております。

続きまして、骨子について説明をさせていただきます。

骨子については、河川整備計画、これから変更にあたって原案なども作成していくんですけれども、その変更のポイントとなる部分だけを抜粋している形になります。

変更箇所だけ主に説明していきたいと思います。2番の期間と対象区間については変更しないことで考えております。

3番目です。3番目の目標に関する事項についても、ここも以前から、平成28年に定めたものから変更はなしということで考えております。

4ページ目、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標については、もともとが平成10年の洪水で目標を定めておりましたけれども、そこについて、これ、赤字で書いている部分ですけれども、野口地点において、戦後最大洪水である令和元年10月洪水と同規模とする目標で、洪水による災害の発生の防止または軽減を図っていくということを目指したいと考えております。

そのほか、赤字と青字を分けておりますけれども、赤字については今回の台風の影響を受けて変更が必要と考えている部分でして、青字は先ほど現状で御紹介したような、全国的な防災・減災に関する動きとして追記が必要かなと考えている部分で、記載の色分けをしております。青字については、先ほども御説明した施設の能力を上回る洪水に対してのハード・ソフト一体の推進ということで書いております。

5ページ目です。5ページ目が、具体的な対策の内容についての記載の方針でございます。河道掘削については、河道掘削にあわせて、「樹木伐採」という文言の追加を考えております。洪水調節容量の確保については、もともと中流部、下流部の洪水のピーク流量の低減を図るため、那珂川中流部に遊水地を整備するという文言が今の整備計画にありますけれども、ここに少し追記をしまして、地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地を整備ということ、また、整備にあたっては関係機関と調整した上で、外水、内水の両方に対応する機能の検討を行っていくということを追記したいというふうに考えております。

その次、霞堤の整備・保全ですね。これについては、今、那珂川の整備計画に位置づけはないんですけれども、先ほど中間とりまとめの中でも御説明をしたとおり、流域の遊水機能の確保・向上ということを目指していきたいと考えておりますので、地形や現状の土地利用等を考慮した霞堤の整備を進めるとともに、現存する霞堤を保全し有効活用を図るということを整備計画の中で記載したいというふうに考えております。

次が、6ページ目ですね。6ページ目は、青字は全国的な動きの中での記載ですけれど

も、施設の能力を上回る洪水を想定した対策ということで、1点目が、先ほどのダムの有効活用の話ですけれども、「水害の激甚化や治水対策の緊要性等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係機関との連携の下、事前放流の実施要領策定等の必要な措置を講じます」という文言の追記を考えております。

そのほかは、施設の能力を上回る洪水に対して、洪水時の被害の軽減を図るための排水施設の耐水対策の話ですとか、必要に応じて応急対策や氾濫水の排除を行うこと。あとは迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備ですとか、河川防災ステーションの整備等の資材の備蓄などについての記載。あとは施設の操作の関係ですけれども、必要に応じて水門等の施設捜査の遠隔化・自動化等の整備。あと情報監視ということで、河川監視用のCCTVカメラの情報把握ですとか観測機器、電源、通信経路等の二重化などというところを、対策の内容として追記することでどうかということと考えております。

7ページ目です。こちらは、河川の維持の目的というか、維持管理に関する部分ですけれども、記載としましては、文言の細かい記載もありますけれども、2ポツ目として、河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるための施設状況等のデータの整備を図ることですとか、長寿命化計画に基づいた維持管理・更新を推進しますということに記載したいと考えております。

8ページ目が、水門、排水機場の河川管理施設の維持管理ですけれども、こちらも、先ほどと重複している部分はありますけれども、操作について適切に実施するということと、洪水等が発生した場合のバックアップ機能の強化、あとは必要に応じて遠隔操作化、自動化の推進について書かせていただいております。あとはカメラとか情報監視の話と、河川防災ステーションについては、災害時に活用できるような維持管理と、あとは平常時、流域の自治体さんとも連携して、適正な利用を促進するということを記載しております。

9ページ目です。9ページ目は災害の発生の防止または軽減に関する事項が引き続きですけれども、観測等の充実という項目を入れておまして、もう繰り返しになりますので省略しますが、カメラの設置などについて書いております。そのほか、赤字の新しい内容としましては、こちらも中間とりまとめの中で部会でも議論をさせていただいておりますが、氾濫発生を迅速に把握するため、越水・決壊を検知する機器類の開発と整備を進めていくということを文言として追記して、実施を図っていきなというふうに思っております。

10ページ目が洪水予報、水防警報等の発表ということで、最近の動きとして、個別の氾

濫ブロックについて危険となるタイミングをリアルタイムに把握するためにつけております。水害リスクラインの導入と、洪水予測の高度化について記載をしております。あとは堤防の決壊時等の復旧対策ということで、災害復旧の手順について、事前の計画と必要な資器材の準備、体制の強化を行うことですか、平常時からの関係機関の連携、あとは大規模水害時におけるUAVですとかレーザ計測などの遠隔・非接触計測技術等を活用した被害状況調査など、体制の強化を行うことですかリエゾンの派遣の話などのほかに、赤字で書いている部分が、今回部会で議論させていただいておりますけれども、緊急排水作業の準備計画策定と排水訓練を実施していくというところについても記載したいというふうに考えております。

最後、11ページです。こちらが洪水氾濫に備えた社会全体での対応という部分になりますので、河川管理者のみならず、地域の皆さんですとか関係機関と連携しながら行っていく部分を記載しております。青字が多いですけれども、水害リスクの知識と心構えを共有して、対応ができるような社会を構築しましょうということですか、ホットラインの実施、タイムラインの策定ですね。減災対策協議会の仕組みを活用していきましょうということを書いております。

あとは、マイ・タイムラインなどの取り組みの推進についてです。この真ん中の2点目と3点目については、中間とりまとめの中でも、自治体の皆さんと進めていきたいと思いますということで書いてあるポイントでもあります。4点目が防災教育について。5点目が重要水防箇所の設定と、その地点における情報監視のカメラの設置とか危機管理水位計の設置についての記載です。6点目が避難の話ですね。浸水想定や水害リスク情報に基づいて、的確な避難体制が構築されるような技術的支援を国としては行っていくことを記載しております。そのほか、土地の水害リスクの認識のために、想定浸水深の表示などについての記載です。

最後の赤字が、これは今回の中間とりまとめのポイントの一つでもある土地利用・住まい方の工夫ということで、追加で記載をしたいと考えている部分です。文言としましては、洪水を安全に流下させるための対策に加え、関係機関と連携して、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせることで対応すること。また、浸水が想定される区域の土地利用を制限する等の対策を進める際には、関係機関に必要な支援を行うこと。また、避難場所等となる高台整備について支援を行っていきますということに記載する形の変更としたいと思っております。

実際には、原案までの段階で、このほか細かく追加をすることを、今回記載のない環境の部分ですとかも含めて記載はあるんですけども、主にポイントとなる部分を骨子という形で今回御説明させていただきました。

説明は以上です。

○広域水管理官

説明ありがとうございました。

用意した資料は以上になりますが、それでは、この資料に関しまして、何かございましたら、所属とお名前の後に御発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。いかがでしょうか。

お願いたします。

○栃木県県土整備部河川課長補佐

よろしいでしょうか。栃木県の築瀬でございます。

4ページでございますけども、今回、令和元年の台風19号の被災で、野口地点の流量を7,400m<sup>3</sup>/sにするということで、あくまでも野口地点なので、その上流の流量については記載されてはおりませんが、今回、流量配分を、もし見直しするということがあるのであれば、支川の部分に対しても、流量が大きくなるようなことが可能であれば、その辺の対応についてお願いしたいという、これは要望でございます。

○河川計画課長

流量配分についてはまだ決めているわけではないので、今回、記載などもしてありませんけれども、今後、県さんの計画の変更の予定などもお聞きしながら、必要な調整をして、しっかり流量配分の設定はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○広域水管理官

ほかにございますでしょうか。

○茨城県土木部河川課長

今次出水対応ということで位置づけしていただいておりますので、ハード対策について

は異論はございません。また、ソフト対策のほうも、A IとかI C T活用の位置づけ、マイ・タイムラインの位置づけ、具体的に示していただいておりますので、私どもとしては異論はございません。国、県、市町村で連携して治水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○広域水管理官

ありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。

## 5. 閉会

○広域水管理官

それでは、これをもちまして、第4回那珂川河川整備計画関係県会議を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

— 了 —